

国水水第 55 号

令和 8 年 6 月 12 日

各 都道府県知事 殿

国土交通省水管理・国土保全局長

(公 印 省 略)

水道施設整備事業の再評価実施要領細目の改定について

「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（令和 7 年 9 月 18 日付国官総第 105 号、国官技第 174 号）のとおり、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」が改定されたところである。これを踏まえ、水道施設整備事業に係る当該要領の細目について改定を行ったので通知する。

貴職においては、当該要領細目に基づく事業再評価を行うよう要請する。

また、各都道府県におかれては貴管内の水道事業者及び水道用水供給事業者に対しても、この旨周知されたい。